

指定管理申請者審査表

施設の名称

静岡市老人福祉センター（鯨ヶ池、長尾川、用宗、清水船越、清水折戸、蒲原）
 静岡市老人憩の家（清水東部、清開きらく荘）
 静岡市世代間交流センター（清水北部、清水南部、由比）

基本項目	審査項目	比率①	評価②	点数 ①×②
あること。 【20点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	静岡市が提示した仕様書と適合しているか。（5点）	× 1		
	施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されているか。（5点）	× 1		
	事業計画が施設の目的達成に沿った計画となっているか。（5点）	× 1		
	利用者の利用について公平性が確保されているか。（5点）	× 1		
	【所見欄】			
【25点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。（5点）	× 1		
	事業計画が地域福祉向上を図るものであるか。（5点）	× 1		
	事業計画を実現するために、必要な収入、経費がすべて計上されているか。（5点）	× 1		
	老人福祉センター・老人憩の家・世代間交流センターを一体管理する特性を活かした事業計画となっているか。（5点）	× 2		
	【所見欄】			
【45点】 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していることと認められること。	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。（5点）	× 2		
	定款等に定められた団体としての業務内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。（5点）	× 1		
	管理に必要な人員が確保されているか。または、新規雇用等が確実に見込めるか。（5点）	× 1		

	事業計画を実施するために、近隣地域及び他団体等のネットワークが確保されているか。(5点)	× 1		
	人員の配置計画は適正か。(当該施設の管理を行うのにふさわしい組織の体制であり、各部署に必要なかつ十分な人数が配置されているか)(5点)	× 1		
	第三者に業務を委託する場合における、業者選定手続き及び業務の指導、監督体制は適切か。(5点)	× 1		
	事故、災害など緊急時における対策・危機管理体制は適切か。(5点)	× 1		
	個人情報保護について、その重要性を認識し、対策を講じることができるか。(5点)	× 1		
	【所見欄】			
管理の業務を適切に行うための基礎を有していること。 【10点】	経理について適切な処理能力を有しているか。(5点)	× 1		
	過去数年間における利益又は損失の状況はどうか。(損失が続いていないか)(5点)	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】